

(1) 名古屋港港湾計画の軽易な変更について

変更理由

- 1 コンテナターミナルと一体的に機能する高度な物流拠点の形成を促進するため、西部地区において、臨海部物流拠点の形成を図る区域及び臨港交通施設を計画する。
- 2 コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図るため、西部地区において、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
- 3 循環型社会の形成に貢献するため、西部地区において、公共埠頭計画、水域施設計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

1 公共埠頭計画

(1) 外貿コンテナ埠頭計画

① 臨海部物流拠点形成する区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るよう措置することを計画する。

[臨海部物流拠点の形成を図る区域]

西部地区

(飛島ふ頭)

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送、保管、荷さばき、流通加工等に係る業務を行う施設を集積し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を飛島ふ頭に配置する。

水深16m 岸壁 延長1,050m

(うち400m既設、400m工事中) [既設・既定計画] TS1～3

水深15m 岸壁2バース 延長700m [既設] W93, 94

水深12m 岸壁3バース 延長900m [既設] R1～3

水深12m 岸壁1バース 延長250m [既設] W92

水深10m 岸壁2バース 延長370m [既設] W90, 91

埠頭用地 124ha (うち110ha 既設)

港湾関連用地 208ha (うち206ha 既設)

交通機能用地 23ha (うち 23ha 既設)

② 効率的な運営を特に促進する区域 (特定埠頭)

コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図るため、以下の施設において、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域 (特定埠頭)]

西部地区

(鍋田ふ頭)

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)

(工事中) [既設] T3

埠頭用地 14ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(工事中) [既設]

(2) 外貿埠頭計画

循環型社会の形成に貢献するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

西部地区

(弥富ふ頭)

水深7.5m 岸壁2バース 延長260m [既設] W88, 89

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
水深11m 岸壁1バース 延長190m)

2 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

泊地

西部地区

(弥富ふ頭) 水深7.5m [既設]

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
水深11m 面積27ha)

3 臨港交通施設計画

臨海部物流拠点における円滑な物流ネットワークの形成を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

西部地区

(飛島ふ頭)

道路

臨海部物流拠点の形成を図る区域内的臨港道路 [新規計画]

4 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

西部地区

(弥富ふ頭) 緑地 1 h a [新規計画]

5 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	用港 湾 関 地連	工 業 用 地	用交 通 機 地能	緑 地	合 計
西部地区	(288) 288	(353) 353	(503) 503	(80) 101	(140) 140	(1,363) 1,384

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭用地	用港 湾 関 地連	工 業 用 地	用交 通 機 地能	緑 地	合 計
西部地区	(3) 3	(10) 10	(22) 22		(1) 1	(35) 35

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。